



官
刻
孝
義
錄

卷
七

武
藏
下

上
總

下
總

9
1596
7



1596
7



孝義録卷之七

武彦國下

奇特者見川喜彦

見川喜彦、崎玉郡糟谷高孔谷、王安友、其父より
て是配役といふ事、をつとめけり、もとより人、其國窮
を救へる事、多うあり、其れ中、その天明三年、淺野
山、焼て砂降り、一と日、米穀を粥、小者、之と飢と
る人、の施し、今、のま、之といふ、とぬ、海、て、い、裡、と、久、
半、れ、と、く、け、者、の内、ある、富、う、人、より、も、難、穀、を、出、して
故、く、免、回、う、三、六、年、に、七、月、雨、村、の、外、に、降、り、つ、て、て、饑

孝義録卷之七

僅甚しけし、仇人ありて、既小證ふたの
ふりしと、志難町役人より、合せし、謀めを、
を、あ、さ、あ、ふ、敵、と、し、利、害、と、さ、さ、金、雨、と、後、ま、く、價、を
わ、り、く、あ、さ、さ、あ、と、せ、ま、れ、と、い、ま、し、つ、く、ら、ぬ、あ、ま、い、と、そ、
こ、の、移、へ、ぬ、あ、ま、を、粥、の、り、き、武、と、め、ら、敵、と、う、の、り、も
難、穀、を、出、さ、せ、と、の、仇、を、清、け、せ、し、軍、之、首、人、よ、あ、あ、の、
し、つ、い、は、是、金、金、く、志、難、の、い、ま、し、記、志、の、の、記、の、り、と、く
人、く、と、れ、あ、ら、海、と、書、記、し、て、い、ま、の、り、へ、出、ぬ、又、寛、政
三年、水、難、を、志、難、と、く、扱、ひ、多、れ、る、當、の、事、つ、く、と、
る、もの、由、を、い、ま、し、は、皇、祖、あ、ま、の、こ、れ、百、姓、を、さ、さ、い、と

新島塚と井塚といふ所より、潦水多く流連入し、と
四百六十間りの程と、も、く、藤、島、ま、れ、と、糟、壁、乃、耕
地、乃、ま、あ、ら、と、と、水、下、なる、田、地、凡、二、二、万、石、の、り、も、昔、
え、さ、つ、の、り、と、又、あ、と、防、ん、た、め、よ、村、田、あ、る、古、と、の、境、の、り、
と、主、人、事、成、お、ら、う、の、人、主、の、杖、持、米、と、い、ま、の、志、難、よ、
り、僕、の、り、既、よ、作、り、終、へ、ぬ、事、と、い、度、ハ、作、よ、水、と、
増、り、て、溢、連、ま、れ、い、ん、く、その、境、を、基、ふ、う、と、い、儀、を、
儀、よ、と、い、ま、の、り、と、築、立、て、目、頼、の、防、と、い、ま、の、り、
危、し、水、難、を、遭、れ、く、首、も、事、れ、と、く、に、納、め、ま、り、
又、志、難、の、力、多、く、と、く、百、九、十、二、人、を、れ、切、を、初、へ、あ、ぬ

又年が暮れハ利長をさうりとして金鑓をさうり
 去りし事あるといふ及びて人々も皆服するを
 いふとい村々ハ公ありとも赤松の跡免たりとい
 われハ忽ちうけむるぬ又下野至都賀那乙女村より
 子餘りの田地多くてさう幸に岩乃文左衛門といへる
 ものといもよ二年二人の百姓を被村よりさうりて
 せりて其扱むる奇特を述べて地を治るは勤定組
 小出大助公小次郎えあきく報をさうりて此後をさうり
 一上小孫ありて苗字と名のらせに正月生涯カ
 と事いふゆゑにせあふころハ寛政六年十月の事あり

孝行者小助

小助ハ多摩郡上野井戸者れもれあり父ハ六十年
 よりせ見の甚く云流を跡をつらうりて小助とい名
 ありれ田をさうりて小助のうらやめも
 小助人位しむらもよ農事の際ある時人よれ
 毎小つらうりて孝をさうり毎の年八十のうらやめ
 ころころと紀郡ありていふと孝をさうりて
 救世ぬ兄弟とも小書をめめたるへて老するぬ乃
 不抱他人の事もてあつらうりてぬ事もやあ
 ると人のさうり免をいふとてさうり免の書ハ

農業の事とこれいふ所の事とてさして是母より
 湯と申すは後にもさういふなりあやしく涼やせも
 とらり紙帳にいふものもさきれたるもさうら敷やの
 大なるかゝるく付さひきい食も腐せられたるを
 ふせたりぬの左の添外してさきの冷と肌をく
 あつめぬも削ゆあつめぬとてわづら夜の汚るを
 せ見ずのもれつらぬもいふにせ農業の事とて此も母乃
 はきくはるるあつめぬとて削ゆとていふはあつめぬとて
 ともし價たよまけき家のめつれ木の枝を拂ひぬるも
 ぬたてつらぬとてさういふとてさういふ時つらぬ

へふ踏そひつらぬとてさういふもさういふとてさういふ
 とはさういふとてさういふとてさういふとてさういふ
 これらう二十六年前より九十歳よりつらぬとてさういふ
 事これつらぬ見甚ふき清も疫病のつらぬとてさういふ
 つらぬをさういふとて起居もさういふとてさういふとて
 各個の量取乃付をさういふとてさういふとてさういふ
 母をさういふとてさういふとてさういふとてさういふ
 甚しけしつらぬとてさういふとてさういふとてさういふ
 つらぬとてさういふとてさういふとてさういふとてさういふ
 つらぬとてさういふとてさういふとてさういふとてさういふ
 つらぬとてさういふとてさういふとてさういふとてさういふ

負ひ出さず終日ふらぐ見せしめしとそととく日傭乃
 賃獲を泊まにけりも葉葉子の類をもちあかぬ
 可なりとつとねの例乃枝辨ひてそ料とましくけり
 果しく三本も伐さず家もあつらふ買つてくつら
 せと奉れ買ふ意ら後者の事つてとるまのいひ
 してしむ子とらつてもよむとらふせといれに近里れも
 のつとつりて十年程たつてい者の夜をも除きとら
 らの組合のつらある金にのむ甚ださ清の家のより
 れのく従弟れつらとまあむにせりといれつらふ
 任つよ外よ親しきものとももるをれは兄あふ

老けと憐と金八つとふて羽夕乃食相して登しめ
 くの農事れいらあかたはよ兄の好める食物いん思
 いん事を憐りて金八も志つらこは小助をそつり
 江戸小出く求光のへりしとかん寛政六年六月法
 代官伊素友く助に事を聞えあきく寝美乃根
 ちりひてけの母の小助六十八とあふ

弁持者知久文左衛門

知久文左衛門の葛飾船幸高乃名主たりあつらふと
 のつとあかぬい文あもいとほき外に里くあつても
 ことよひつらつ物成金つら金あつて元集免

常小いふおかしして利借をほと不付の備へし終へるに
 むごうく世地はささうくうり水難ありて砂をさくし
 進るある田地はささうりそれとそれを赤起さんふ人支
 乃費たやとうらふの意としてありまると文左衛門殿と
 小いさめ諭して寛政四年小十六町歩うらりのうち起
 させしやうさ年より買物ともあさめまうされは世地と
 治むるに勘定組は小出大助より文左衛門のついでに
 えあまも同じさ年にい復美の路と揚々とまきしに
 も扇みくあまの年い二十町歩うらめまきえまうこ
 小下地は都賀郡の女村といへるまよあまこの百姓と

うらうとら志むる事何りける物置高れは終へる
 ものとせふんやまうくうらもまき地小ありて費と
 いとて念ひお被ひ又子位乃跋うり粟橋乃里ありて
 い皆水地よりして松林かとふうらうらねの跋路乃こ
 への並木ハ柳よ志くへうらはまき被をさうりてさうせま
 の之来れ也よ七子ハ柳を價ふ及よさこのあま
 くとくうらうらま九百ふらうの村くおのこ
 うらの園こふ年ハ村てふ名損くまれの文左衛門富
 る形小いひかちして二百両の金と集め是食とこ
 種まの代ふとく利是と省さうく貸あふ人種理堂

とらへる川も水の澄らけ事あらくありのしとを重
 をらへる川も水の澄らけ事あらくありのしとを重
 院ののきつるよとんくおとらひてとを重
 を加へて公の費を省と事との七月十二月ふ
 内の負ともれふ米穀をよとんくおとらひてとを重
 とくせふぬたひひ田地ふもの作事事な教へ常ふ
 傳る夜の事ハ何れとんくおとらひてとを重
 日集る月集めとりふ事として後助成金を企て
 め天明三年淺る山火焼たる時二千一人の富家
 とく免てふ事乃事れ正月の三月あて食糧を

施さつめ三月より七月あて世帯の内なる方福寺とい
 へる境内ふて百六十日づりの程粥を施し同と七年
 米の價減くおとらひて民の心静かると世帯と
 結へるものかこありとと米高ふ家くよ教へ諭し
 てと事れ六月より七月ふるゆへに價を減くうら
 せをれと世帯のよその徒黨ふ加ひらゆ又事こら終
 へをよとく難穀を二十ある金にりて飢あるふ
 かしあてぬ文友集つとと事れと十七年各と事
 役を勤免居るかとと事れと事れと事れと事れと
 事れと事れと事れと事れと事れと事れと事れと

人くその扱ひ乃念法子町乃らもろく治りよこれ
ハ今志とらくしく田めしくやうて文左忠つたを去記
し四十二人とらるりて公小泊へおろ進ハ清寝養を
て寛政六年九月苗字ハ子孫あく名のり刀ハとら
一代と成へるり作事おりさきも又小出大助の扱
ひととやうく

孝行者文左郎

文左郎ハ埼玉郡中野村乃百姓ありとらハ十八歳又
ありき母と男女の子ありて家の内はとく四人あり
し、常又農業ヲ励むその暇ハ給菓子やうのも

のをりりせとせ後ハ此助けとらぬとく先室曆二年
父の文左忠つたがらせし時文左郎ハあつ二十二歳りり
ありし、一々憂親父の働ハありとて母りとも小者病
し父ハ病ハ後ハ世後ハたけともあらとこれハ
公小出よかしくとく母の勤めとて首ハあつた
若槻領する大に村の百姓忠つた許ハ同八年十九歳
乃しより年とくとらり人小借給へ合ると
あるともその内ハこしくく僕ハ年とこのみとら又
農業と自ら日ハ必母と務ハ常ハも二日三日も母乃
音信あらとこれハ心誠も安んせとて明和四年に

あり今も我もおらぬ事ハ服を志ひてかゝる事あり
ひそれいさうく主人の語り来るにり事ハ年々く
くゆえやふ勤めくさくもの多くあつて帰郷
くむうて家よありてハ持つる田地さうにもいふ
小作とく人の田をも勤めて耕しきれともさうり
貧乏いさうさう事ハ世でもさういひてさうさう
志うたに母積の病察りてハ酒さうのさぬ事ハ
よくさうのさう日とさ酒合つてさうめ又農
業式ハ高ひるとさぬ事ハ母さう余よさう
ひ厨の通ひさう風呂屋よりのも必そのさうさう

あるさう日ハ背ふたひあさの神社佛寺をさう詣て
ゆふくとさうめ事ハ背くハ修と入ハ箱をたひ
まよさ母と健いゆれぬけ二十回奉とさう記箱をさ
の百姓を右とさうさうの嫁と妻ふさうさう
も同く姑ふゆめさうさうて子をも二人持つてさ
十二年さうのさう世にさうさうさういさう初け
まハ後の妻はむさうさうと親族のさう組合のも
より勤めけさうと美ハ老母のさうさういさう
りさうさうさうけさう村くれさういさう作さ
毎日さうさう心解るを番さうの文を郎も粟桿

かごとともく餅のわらう小個とと七種の目老
雑煮小ぶくと食しきうとれと母とを好む
されい海目の物に心ぬれ好むる妻こりしといふも乃
をうらへをさるゝの儘純蕎麦切麵かと好む
是れをといひぬもそれといふもさるゝを
め二使小きれく衣服をといぬとくめ誘へも志
らくめはくしてぬひそり小洗ひをさぬもさ
り年こられ貢やめぬふそぬふも人と角小車
あり大に村の森左邊にも今親族乃やう小思ひく
二人の子をふもねくといふ衣服をさるゝりしこ

そのころう村長の者より訴へ出されい土地を新り
治るに勘定組に小お大助公もすえあそく寛政六年
乃十二月文を身よいぬ獲るの報賜いぬよ老養乃
為とく扶持業と下しあひこ

孝行者作左衛門

是立船洲に領保木男村山と高きつふ一名余り
もてる女右衛門といへる氏ありふみんとそり任之助依齋
名お郎安お前長助といふ侍と物多病おく農事もた
りおとく二十年あり前より世作左衛門の権名と
豊松といひし十六歳の時父母の困窮をうらみこ

田野ふ出く草とつと田ふしとあり子任の者より
 持出くうや粉米割麦の出入り父を患ふ症積乃
 痛ありて酒をさう入るにいとこの痛とも和らぬ
 るよこの價をさくかいつくお免かへりてとく免ぬ家
 の僅よ表は九月樂回二回とこのあると男小遊を志見
 父母とも小七人として勝つていろりるにあらに金根
 もあはせ候もくつしとていと後く家もくもつて
 ぬるものどまといきもあうくんとするのく農業者
 を勵と人の備せとも家つくとくこの改えくこの地
 村よ紙を添送す紙もから見えどもこの世もあま

くかどありせしてとまとま食乃用らう丸木の櫃二本
 つたくくく十三年前よ表は六月樂回二回の家を
 ばくし程も九月の二男の家もくつて父母とまあふ
 所とてそれ能居をやらうらうしむとれとみ右患ひ
 痛目くよまより十一年前よ七十とこのくせぬを後ハ
 母れとぶらりかいつとてう病つそれ首にまうせぬ乃
 胡夕電ぶつとこのけりどとく妻をむじりてこの男
 を助けるとこののりもく母れよ叶とぬるゆふと
 ありまるとこのて不孝のもるゆふとく獨居
 しいりぬもこのよと事とくしむるゆふと事

を治ると十年ころの若し同郡美濃新田の氏家六郎
の娘とよといへるものなむ久く妻とて年次の母
乃勞ふころりくめ程も農事小力とて今も
も六右のありにありぬ寛政六年此後やとて乃
作左衛門よびいへる今父の時とていふ家も廣く
作とてあし指すもゆへ食ふも事ゆへとて事
皆見事此力のいへる事あるのけ上の飲ひふら若し
より困窮して仏教もあゆむとてことらけいふ
もてとてあゆむとて格父の親世とて礼せよ
かといふよ母れきとてとて小瘡積乃痛とて毎

あまのいふよあけきやらん事れふもとてあの中の後
あるものところ村のうらあゆむとて菅とてうり
二人して母とて記乃せとて十日の靈場とてあて
せやとて通うとて所とてあゆむとて背り
あひ往來二十余里十二日とてあゆむとて年より
瘡の痛はうらおとて腰痛とてうら川談の若れ
とてあの大陣はあゆむとてあゆむとてあゆむとて
母とて妻とて是中とてあゆむとてあゆむとて
あゆむとてあゆむとてあゆむとてあゆむとて
あゆむとてあゆむとてあゆむとてあゆむとて
あゆむとてあゆむとてあゆむとてあゆむとて

えあむとらしかは佐友集つとあふ郎小根ありしハ
寛政八年十月の事たり

寺持者い内久菴

い内久菴は是立郡河内領行塚村の名主あり行
塚村い名六百四十名余より家数六十八軒民の数も三
百四十人あり不ある小元菴の寺務検地ありし時
より代く名主の役をつとめし持するも九十名あ
まりしと家乃ち六十人ありしとせり親の久菴
つとめしはいよと持菴といひて天明三年保素志連
の支配よりし時名主の役をつとめしつとめさせ

しに同年湊回山焼く砂より年あましし時食の
類は公よりかしくとされれどもさしめしは負し
るもの四十六軒既し飢も及ぶへりしと持菴父
のものより目くの用途のそめとしく一年に金とあ
つとむらひ居しとさしり物といふて次のとらふも
らふへし料をもく償つんとくみあ二分あり乃
金と父よあし四十六軒のそれ小金計集つてつと
つとふりの次の年れ麦熟せるありしからしつて
飢渴乃難を免ししとそ同年洪水して村の
内の地界とさし新堀うくりしりつと増え

一と百中人ありれものほごり家よりいりり四日
 ころかとまぬいそま水の邊くどあつあくる幸が
 おごじりものつらひまげく村のうられ費用も多り
 らんともくごり金ありし時もそ金のうちと
 正もく君主れ用途ふたなりといささうな
 事ともまらしくれ成よりそいま合れあふもあり
 なんともく雜費いさうもろり辨へ今の寛政二年
 綾瀬川乃堤されしに合れ久慈村乃うられ者あ
 るをいさかて日新おめり防ごさうめりりい
 田畑乃ごりり子よりまり同くは二年卯月乃以

かり早つごりそくごりろりろり用水のいりりあ
 くれハ早苗よりへりそりそりまあるを佛神
 いのりてあごいせりりそのまももろりりいもの
 とろり用水ハ濶江領乃ら清料私記をあらを
 二十箇村よけれろ用水あくごりもとろり利根川
 乃ろり下中系村といふろり二十里ありい
 くら水あれいごり早あるを幸ふもろりふ
 ころらごりあけり幸くよごり後理くへあふも
 是ある事あれい久慈組合乃村人ごりりてあ
 某ごりり縁ごりへんとごりも村ごりり出せり

と事ありさかきこのまたつちうへにれあ
こいさうく天明六のころよりあつてあつて村
の中此害を除く未だ此費をさうふのさう入質
ふ入さうく地の債いさうい金さうのもさうゆい
さう村株を入用とさういして金さう小残二百文宛あ
るさう村役乃志小細らあつてあつて貧く
地をたよさうこのちよそのあつてさうあつて金さ
うり残をさうあつて事ありさうさうこのる價もを
乃つらさうさうあつてあつて七八年まよりのさ
事さうさうあつてあつて村乃うられ事さうさうあつ

ふにおこもをもてせいの岩をれつらあつて親類に
膝さうあつてはさ色のふもあつてあつて寛政八年
此代官伊奈友とあつてあつてあつてかた次の奉旨
ふ久養小養あつてあつてあつてあつてあつてあつて
刀さうと事さうあつてあつてあつてあつてあつてあつて
ふあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて

忠義者新六

新六八川報乃城下と松江町乃町人市郎玄清とい
ふ者乃下男ふて父乃孫玄清八目と玄通玄川
村よ佐さうりつめ新六十四のころりけ市郎玄清の

親のもとの年とあつてつゝ一か節節は清あや
乃あらはきししつゝをひし火災ありあひて
世にいさあみとあつてありあひしと新とい
ち款として年迄己の労苦といふと田畠も
つゝしてつゝとそれ賑あつてつゝあつて
して主人を助くつゝめ主人賑を作つて家業
とせしつゝ新も賑とつゝとあつてあるつゝ
今い主人もその業とあつてあつてあつて
賑とつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

よ節節は清あやつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

て妻もあつて四十八年に罹りて盛衰のつらさを
ふの及むつらさのつらさをりまうて領主の考え
しりの寛政元年に七月の錢をくくれば徳を
をたらせしころん

孝行者牧右衛門

孝行者さん

牧右衛門といふは那波村の百姓のくもも町に
一畝のあつりもろく者小農事やあつしころん
世渡りもまひしころんは八年のあつりころん
し領主の考え村のつらさをりまうて領主の考え

のどろいふをもろり父が十三年といふころに
ころんは十六歳よりあつりまろりお生れつころん
ころんは八年ころんの先より痛風といふ病の
ゆへに右腕のふしつ痛と苦とあつりあつし事
かといひまれと牧右衛門といふもころんはたつ
又悦のつら極めといふころんはまれといふ
の根もあつりころんもふ必成合せころん者病志
醫療祈禱もあつりころんのまれといふ甲斐
くて痛ともいふころんはあつりころんは
組合の人を憐れそ病加ふ代りころんの耕し

して助をりつてあくる正月ふり又母のあ
 る妹の外は痛を泣さけの禱も業も志す
 るが牧右桑のせんこみく朝夕只のこころ
 年月を強る程は母の力無く寝た衣も身も重
 く是のちふとつひをれ糸とて母とあはれは
 是武の横立かこらふものを作り我の杖子成う
 ろよ母とせ夫婦は母乃左右ふよ一衣の枕と
 ろと冬は火桶を設き武の蚤虱とそりのゆとをい
 此痛めろは柱と二便の赤子成扱せらるよふと
 一田地乃をく隔りたるい入作とくよの終け

近きところのを耕しぬも夫婦とも田面み出
 是の子もりのなるこよ母を守らせあれと若き力
 よ及びぬ事とやきんらる程隣りとのよ終と
 名もい豆の茶後の必つ交つていさる家よ母あ
 て母の用事とゆる朝夕の食おさんらるらる
 め粥おといはつら移しぬめる食正心のなかり個
 一をぬぬりて世の業とらめよかたりておんく
 かりおけ隣家と組合のふりもまきいさる
 さいとよふもとのく財を初れ親母子講といふ講
 と終のそ助けたりめては年と強く母の痛とい

愈甚れと氣血のめぐりあへずとも是もろえく
 師の働たうのあらを漸年月積りて八年に成ぬ
 事ともころよ怠る色もえんふれいひと里のあて
 も世の中おれあつものありとて稱せしころは徳は
 ずりも賞しとて年々夫婦の志よ果すとあつとて
 延享二年八月のころ命せしとて

孝行者新八

新八は太田郡慈谷町の飯治屋の父を毒を毒とい
 ふ十三歳の時志めしといとて汝多く其母の
 うこれいといと志しとて母の侍り世後をいとい

のよあゝ妹とも嫁せしめよとてはけはけしける新八
 のそれらの回し願する侍り太田郡箱田村よを多る
 飯治屋法右衛門の許よいといと志しとありてとい
 ころを業をいといれしといと覚え二十八歳のころい
 海をいさるよ法右衛門も飯治の具から飯あとい
 て家にゆりしめしといといといといと業をいとい
 を言といけのといといといといといといといとい
 いといとい業をいといといといといといといとい
 事もいといといの志しといの業終りていといとい
 をの志しといといといといといといといといとい

与らる事月毎に十日五穀風敷を授け一割言と物
 して十二年の程より意なき事あり今い家のあり
 くと朝夕の心成さす一妻もむじろたりの妻に毛
 も又舅姑小仕へく意はかり志するに弟の成し物
 いかさのより海ひうらひの心はつらつらよ弁意
 て為よれよ居より一と父母の終へてあるぬんまは
 えと病はく病く果一果のままに夜長くぬいぬい
 中よもかくてあつたあつた又日月の残をもよ今よ
 りと月の初ひをうらめあつたあつためあつた事志
 くありくありくまに病をうらけくありぬ

そのやめら日新八の妻も力の限をうらけくあり
 徴瘡とくく病ふく我まうら扱ふやうあもあ
 らさうそれうけて父母のうけぬ事をもやう
 んとらひく年があらぬ中ありかと縁さうて
 かしやれどのれいんてんのがふううう元扱
 に妻れ家のまをまうてあつてあつた今よあ後
 とんをさうして扱せんあつたあつたあつたあ
 ぶさあうんぶい子細あうてあつたあつたあ
 連へ妻れあ後く物扱さううあもいとほ父母あも程
 中あやうふそありけりあつて新八の農具れ鉄鎌やう

のまのつら車村よふらありしかの遠遊りの魂
 よろ人多くしていつかの家業もさかんよありけ
 事と金銭乃か納いふえく父よ但せよまこ已夫婦
 の神指さる財ふとつらよあひうけ父のうせふし
 後さよ又母よのまやうせしよ母と娘とあこれうて
 至さよふ残あつらふらさるえまれの我くふ居こ
 らんよの母のんまひ志あひあんとあいてこらうらに
 ままぬ妹聲れ勝右兼つて信馬役の徳合とりふこと
 せしつらうらつらたけこまらけらあある財指こ
 ら馬の斃まつくま役勤あつらこまらくるあふ

料をわして多れとま役をそたを只勤免ある
 天の四年にむり病よ卧て終よ夫ふくこのま妻
 子のある方あれを皆我家よ遠へとりて五年餘り
 もとこくと後よの妹をい回しと新富よ但める孫
 七といふまのよつらつら父のあよ農事法とむる
 をもて樂ととまらまれと持る田畑あけ進ハ人乃
 田と和作とく徳とあやみうまもして田と米め父
 のふれ修よ耕作をあさつめんと年ころん成用
 のつらつらよ田段歩餘りれ畑をもてりつら天
 七年のつら父もまら齡つら物とあつて病も

多々其れにそんたる道も悪くせん時、中へんそく細よ
 行り小車まゝもひそくもよちもひそくもひそく
 いた後いそそくもあつた、口口口口口口口口口口口口
 かのてその心も安らる海とていひてまゐりてその
 口とまら新八の年毎の七月十二月といふおひりり
 口口口口口口に初まるど無道とてまゐりて帰れり
 しくと父母のいひまれのいひまるとぬ家あれとの縁
 志をさうく日これぬさいにゆりぬき小遊とて
 口との負いと家に吉事、凶事あるとあつた、あつた
 人やお事あるいふりりこれいふりり家にいふりり

てふろは念ほよそらひその領主も新八の行ひと
 いふこれいもそくぬよやとてうせり、寛政
 二年七月それ子以めして父を孝行を称、美しけ
 るとて

孝行者久吉麻

久吉麻、大里郡肥塚村の百姓、法九郎、抱ある差八
 りふあり、差八、寛政元年のころ、齡七十とふあり
 しか子も二人ありて、兄は久吉麻、弟は長次麻と
 て、權さころり人よつてそありける、志うらに久吉麻
 は生れつる、是れをりて、耕と業も人よ及とて、はく

ていさくもせんりして家小帰りの為小雇れ
 とりて父を養ひ其の金借りたまふといふ勤免
 るれハ年月小利足加りて世渡りの助けともる
 とも久吉郎一人かをり雇れの賃も皆父より
 あこして金借りともあつた方の料もあひりま
 ころとせりつうと四百銭めく是の如も一俵一畝
 あまりもちりうとる砂地めく年貢課役と
 さつりもいとほ胡夕の食料めくもたつため
 小ふあつた家小雇ともれいとく此食料何
 小もあれると分ちて志すれいとあふ持ゆり

て父小をむされの雇ひ一人もふよく終り
 父よいあこへんといふをこあらんよハ食を食らる
 ひとく甚く辞してうけさり此又意ら村小雇
 といめむは皆かこ小やとるあひるかと久吉郎ハ
 我毎よいとあてて家小ゆりぬりとのの烟葉
 をこのとまれと食ふこあありにぬり得る事
 らされいんの為小雇と刻してまらつとりらひ
 をと父よ悪ふことこのれらめとふとあり四年
 あまりさつた回一村なる新田ふとめる利を流
 許よなふとあそく雇とれるここの三年の

卯月の末つゝいづの父の痲痛なるをいふも
 ろくやこもれどもやれどもいふに
 父を養ふ料ありとていふに
 是の程二十町ありとていふに
 しては又ハ耕といふも父をいふに
 我ハ主人ノ服といふも着病ハ我ハ老といふに
 の病ありといふも麦の飯といふもいふに
 我日ハ此後少といふも父の事いふも心の中
 ありといふに深くいふに頼といふも我ハ此村ノ名
 法を麻といふもいふに業と務業を誇るといふ

多れハ此の恨い之後ハ我ハ毎日行て二合ハりけり
 乞ふり之程の内ノ福といふに又親族といふに
 組合の人も憐れを助けといふに十日あり強
 く父乃痛いといふに今乃の長次郎といふに
 してかの事いふにやれを父乃心我もやれんとい
 んといふに並れといふに是をえもいふに力及なく
 色けりといふに法を麻をいふに村人のいふに
 二分利をいふに貸ありといふに半れをいふに
 賤い一羽乃奉るといふに改めぬ又といふに
 なたよといふに父の心我暑の服をいふに

この組合の故にといふ所の汚く焼くとの通り畑を賃
 地に入合を分武来と得く古き三強入と桑木つり買
 取めて久右郎よかりてありこりて又のくく此月
 により父のあまらうの酒をわくをせれと外は酒
 うふ價もあるのせれこりて 乞ととく借得こり強
 入賃物ととく九百強を得て酒の料ととく後又
 食料も多しとせれ、彼弟物とも費代りてその
 費ととくぬりてその年七月よかり父病を
 あやとせれ、久右郎至夜をいとほ何れとん
 を用む汚らひこり物濯ぬ時、この衣を父より

こせと男ハ裸方ありてを扱多父切妻といふ物を
 好とけしと更の二強のくくもあけれ、家の
 かしこあり、多るふ六尺乃垣をわらぬ新ととく
 て二十四強よかり、徳谷町のりおめとてをむ、このよ
 く意込よくれおけ、寛政三年七月、小領主
 より来ぬあこへくを孝行と費しきこ

孝行者六郎云

六郎云、清く秩父郡之沢村よとて、年も二候九畝
 あありも、とら百姓あり、父持云、清はこり、九十三の齡
 をか、孫生る、か去年、このく老おけ、と

よりくろくことおとりの母ハ八十ふちりけきと
 いちこ心たしゆよて歩もともうんゆら子
 も二人もちろく女子といふたのとて同く返不村の
 市右衛門の妻とてふとこのふは六郎を誘ふくそ
 ありけりえとてうり家の賣しをれと名よ孝けと
 そく過さあてこの風俗のそくと父ゆるぬれと
 いひをれと我方も六十は四つちりの餘ぬきと皆ゆひ
 ゆきしてふく湯あてを又負ゆりてやとよせを
 こそれあり母ともくしゆぬぬ事ともく
 父母乃例よりゆきとこつて二度も火を焚

てあてらしめをきひこふ主婦ともふよ
 くたを助けぬ又老よ酒をよのををれとあ
 いふよあしとて老よ人のいふ事もある
 もとあてとひこくつてとて又業の時よ
 の積りよ業ふとせつとて年よ記らりまを
 ひえ孫ハ結らとあうけてをききりこつて父母の
 長命あり事をとすつてとてとら人の回き
 を管念ひよもてあしゆもあてとてとて
 とら事教奉れ今よきとてとてとてと
 とら人のふよとてとてとてとてと

ともくも父母の心よき人あり人のあつてもあつても
 もつとも若く人のつらき人あり老あり親の心
 せひもあつらんといふつらき人あり横よつら
 へまろく篤実よしして孝心ゆき玉の徳をもちま
 の貞心といふと一村小睦しつらふよ領主さま
 えて寛政三年七月小吏婦来そこそく此賞あり
 あつらん

上総國

○忠義者

代官支那所
 市原郡好崎村

奇特者

同支配所
 長柄郡南々村

孝行者

黒田郡松領分
 久留里城下市場町

孝行者

松平之北守領分
 望陀郡谷邊村

孝行者

同領
 望陀郡平山村

孝行者

水野日向守領分
 武射郡和田村

○孝行者

稲葉播磨守領分
 望陀郡木更津村

百姓次郎去法下男

醫者

弓削宗庵

五十一歳

寛政六年

町人信十郎後家

進人

五十一歳

天明二年

百姓

清九郎

六十一歳

宝曆十三年

百姓

要助

五十一歳

天明八年

百姓

孫之助

五十一歳

寛政三年

水吞

長玄水

五十二歳

寛政三年

○孝行者 同頃

孝行者 渡邊喜右衛門知行所
埴生郡下永吉村

奇特者 同知行所
埴生郡下永吉村

孝行者 酒井善人知行所
市原郡本心村

孝行者 竹田吉十郎知行所
長柄郡和泉村

奇特者 安藤大和守知行所
周准郡大塚村

奇特者 水野善右衛門知行所
市原郡田尾村

○孝行者 有泉太郎友重知行所
長柄郡下原系村

長去清守

長吉 同時
三十六歳 寢天

若去清 寛政七年
四十二歳 寢美

傳吉 寛政七年
五十四歳 寢美

文彦 寛政五年
三十四歳 寢美

安左衛門 寛政三年
五十一歳 寢美

友右衛門 天明八年
五十二歳 寢美

弥右衛門 寛政三年
三十一歳 寢美

小守 寛政三年
三十一歳 寢美

孝行者

中書院普賢妻本依後守与兵給地
坐院郡河原井村 百姓

基八 寛政七年
四十歳 寢美

忠義者市去清

市去清ハ市原郡姉崎村の百姓治郎去清の一人なり元禄
 八年村これものおくらひく惣去清といふものをこの
 と田畑をのらせる猪麻とといふとく玉あると鉄砲を
 うしせらるる惣去清あやまちらして玉あるとくらをれハ
 九左衛門といふもの妻よあつて死せしむる法よ
 といふ惣去清死罪より逃れ去清もくくめれく
 同もの時ありひくせく罪よあつて遠嶋よといふ
 へ田畑をのら置せしめぬとく玉ある市去清主人の
 遠くへ逃れある事といふけしむ八年の事といふ

あつて其の罪ゆるされん事と訴へ父と種三の方を郎
 といふとよきし御中一室に於て奉りつゝあつて其の罪に
 訴へ我身いひゆる罪と蒙るとも主人の罪とゆるし
 せぬ人とひくしとらふ歎かやせしむらふもあつたに
 心なくあひ次郎を遣はつてつゝる田畑を地とよと
 しつゝ市を遣はしてあひ方々郎にんともあつたに
 父の罪ゆるして追放せしむらふゆるしむらふも
 奉り二月公方の沙汰ありし市を遣はすとよの
 のもつる田畑あるは市のれゆらふこともせん
 方々郎よつゝあひらん事を程再とよつゝつせし

かはそのむらここえよしつゝあひ持多るものありとつゝ田畑
 宅地とありせしむらふ町一畝甲分の市方々郎よつゝあひらん市
 々郎よつゝあひの田畑をあらせしむらふ町一畝とよつゝあひ居ると
 ころれふ町二畝ありしつゝあひらん市とよつゝあひらん

孝行者長生
 孝行者長吉

長生長吉兄弟は重陸郡末更津村のもれる父乃
 長生長吉の安永九年の世母の老乃病み歎して十六年
 のの腰をさしつゝあひらん天明七年の改まり中風の病
 んとあひらんつゝあひらん市とよつゝあひらん

小暮のいしとけし朝夕の食およぶをけそのふ
 じよふさつちし事あしもらりいもいぬ百餘
 年いりるくしつうの高いし世にいぬのい
 ゆいしもあらぬい目し取の和泉屋源をい
 おものよつらきいしめぬいふりて母をきいしに
 入しいふと入し一六暇とりてのりくせり高いし
 て外りのぬれいりしに家いしつりし母のき
 せりしそのぬの腰いしつりしつりし母のき
 せりしつりしぬいしつりしつりしつりし
 家のぬあつちもあつちのぬい使をいしつりし武と

大役をまよけし小見をあつちつりし武の神
 社佛寺のまつりて又い湯よつりんといへい見
 たりい背おひゆいしきいぬいぬの左右い添
 てあつちつりしつりしむ寛政と奉領いりり
 して福をいしつりしつりしつりしつりし

孝行者たつり

かつの長柄下茂系村の百姓長者の娘あり父は七
 八歳よりの居屋をいしつりしつりしつりし
 てもあつちつりしつりし妻いぬいぬ死しつりし
 娘といしつりしつりしつりしつりしつりし

て聲と云へしあるは是にしてしけむとく人かこ乃
 ものよあぬハ聲ハ縁より出れて其後の聲より身
 もくもくしてさら父をよりまきハ胡夕も已て廉
 食と云はしりとも父よりまきものなきはまじ
 者ハ温石とぬくあつてあつてまきよても父のいひよ
 ころハ事あるも若くもそののいひよつてそのの
 小附本とあつてあるは世よりまきもあつてまき
 ゆりよ運入十町あつてまきよつてまきもあつて
 まきよとまきハ事ハ此より長若老をよりまきよ
 ぬくころはまきも入るころはまきよに湯をいひよ

あつてまきよハ酒を好むとぬく事うたつてこれ
 といひよハ業より價ハ鏡の餅をつくと是より
 といひ酒の料らも一餘あつて家よりつてまき
 といひと是は家つてまきよに竹木をうつてまきよ
 といひと好むる志を感して志のせらるるつてま
 よて卒の貢とつては村長もまきよつてまきよの
 をも好むといひよもまきよといひよつてまきよ
 といひよものあつて村の役人よあつてまきよ
 たらとる卒の補ひとるまきよハ小寛政と卒
 十月地路より獲美とつて議と卒とまきよ

小豆加の種もあつりあつりしてまうらふ本紳として
出せりと地味もその志の免とくつられ着服よ
せしこかん

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

下總國

奇特者

出代官支配所
香取郡佐原村

奇特者

同支配所

奇特者

同支配所
近味郡深谷村

奇特者

同支配所
結城郡恩倉村

○孝行者

同支配所
結城郡上山門村

孝行者

同支配所
相馬郡泉村古村

孝行者

一橋郡領分
結城郡塩草村

百姓

永沢次郎右衛門

寶曆八年
沖齋英

次所在馬場

永沢次郎右衛門

明和三年
沖齋英

店主

小倉清

明和八年
沖齋英

二十歳

店主

山川又玄清

寛政五年
沖齋英

五十歳

百姓志在馬場

金六

寛政七年
沖齋英

四十七歳

百姓

勘原英

寛政八年
沖齋英

七十一歳

百姓志在馬場

多

寛政三年
沖齋英

五十歳

孝行者

路田相模守領分
行藩那瀬戸村

組

云之浦

寛政二年
慶長

孝行者

土井大炊頭領分
葛飾郡取波町

町人

源右郎

安永二年
慶長

奇特者

同領
葛飾郡中田新田村

店主

平左衛門

天明七年
慶長

奇特者

同領
古河城下一丁目

町人家持燈籠

孫八

寛政三年
慶長

忠義者

久世源政守領分
同宿城下基町下稻谷

百姓

惣七

寶曆十一年
慶長

孝行者

同領
後崎那栗山村

百姓小玄清娘

云七

寛政元年
慶長

孝行者

同領
後崎那久作村

百姓半玄清妻

总人

寛政元年
慶長

孝行者

同領
後崎那坂崎村

百姓惣左衛門二男

与七

寛政元年
慶長

農業書籍

水野日向守領分
結城郡武井村

百姓

幸八

天明五年
慶長

奇特者

同領
結城城下本郷大町

開發方幸翁

栗橋七郎左衛門

天明六年
慶長

農業書籍

同領
結城城下本口永模町

百姓

八左衛門

天明六年
慶長

孝行者

同領
結城城下本口西宮町

百姓

幸右

天明六年
慶長

孝行者

同領
結城城下本口大町

開發方店主

栗橋花玄清

天明七年
慶長

農業書籍

同領
結城城下本郷飯沼町

百姓

世

寛政三年
慶長

孝行者

同領
結城郡五助村

百姓

幸右

寛政四年
慶長

奇特者

井上流渡守領分
相馬郡戸沢村

店主

幸右

天明四年
慶長

孝行者

同領 香取郡藤山村

百姓

伊長清

寬政二年

孝行者

同領 柏馬郡戸原村

百姓 彦彦彦彦彦

己

寬政二年

孝行者

同領 松平右京亮領合海上郡荒井村

組

為

寬政二年

孝行者

同領 海上郡荒井村

大工

利

寬政二年

孝行者

同領 海上郡荒井村

湯釜

次

寬政二年

孝行者

同領 海上郡荒井村

百姓

与

寬政二年

孝行者

同領 海上郡長塚村

百姓 五百姓積七地

与

寬政二年

奇特者

同領 海上郡今宮村

百姓

為

寬政二年

奇特者

同領 海上郡今宮村

百姓

孫

寬政二年

奇特者

同領 海上郡今宮村

百姓

日

寬政二年

孝行者

本多伯耆守領合葛飾郡若心村

百姓

友

明和二年

孝行者

同領 同領

百姓

新

同時

農業者

同領 葛飾郡取戸村

百姓

孫

天明六年

孝行者

多摩丹波守領合後崎郡天和村

百姓

子

寬政元年

奇特者

津田山城守領合香取郡依米村本番組

百姓 三郎左衛門

伊

天明七年

孝行者

同領 同領 香取郡依米村下宿組

百姓 水本屋

久

寬政七年

孝行者

田代行所
香取那佐系村上名祖

水香

新庄門
三十七歳

寛政七年

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names and dates.]

孝行者金六

金六ハ結城郡上山川村の百姓忠丸弟のつひあり母ハ六
六歳より寛政六年より父ハ七十七歳より天
明六年に眼を病みて志ある所の知さず時より父の病を
りするハ十五名を牛九斗ありあり一ハ荒畑の
と多くして日つづきの石九斗ありありしてハ耕と
事とゆきこれハ家貧くて母ハ陸奥真壁郡荒
井村の名主忠丸流るもらよを云くけると金六成
長子志こくハ母れ地母よありとまげと十八歳乃
時長を病りもらよゆきて母よりりてまをせん

事をみい明和四年より安永七年ゆくりつゝ
 父母も老衰へこれいふ里よりこの地をこゝろ
 への事せん事と稱ひいそ此年の暮より回村乃
 岩丸越つよりて志らく家をこゝろのうか父の目
 志ありきこれ八月のうらよ十六日辰とぬらん
 事とありて天明八年あきつゝこれより回村の
 百姓全を湧りもと又い慈眼寺もをせんせり父
 乃こゝろく老ぬまの事乃事人もとらるゝ
 ことよ家よりこの地全いそ父母の事いひあて
 好めるものいひよそのむいよあせとこいふ

ろく甘酒をとれる時八里半斗ある結帳町よゆ紀
 しての事より寛政六年春より母乃病よゆ
 これい慈眼寺に順らひて目志ある父と病ある
 母をふ抱せりその年九月よ母い死せり母るく
 ありて後いふく父よりつゝあ子出んといひ武
 背よれい又いよ後いよこるけりせり人涙
 として子どもとるものいそ全ををせんせり
 こそ教へり全の事をも持へりか父母は農
 事をこゝろ事と称してせんせり
 農業よいこゝろ父をりこのとめんもん

とらうとら親族村長事とのさうむらにやうせえ
 去来同必葛飾郡片田村乃字内といふもの娘
 やめめして男子一人ありしうほとくさるものとさ
 らして四十六歳の時うめく妻をむくしうか
 これも又うく曾につくしとを寛政七年五月廿勘定
 租取小玉大助に代官とて支配せしうことえしうは
 八月廿獲りて親とむり父の生涯扶持米も
 あつりこ

奇特者栗橋七郎去来

栗橋七郎去来、結城城下平太町のりあり舟取乃

名に甚な事といふものとおつりて荒つる地を専ら
 あはく民をまひしかりつひもろくおつらも志
 せりゆきして九新よおせし田二十町よあり男女
 百七十四人家敷四十二軒馬も十六匹よとつらとそ人
 とあり奇特なるものよ家法正しく親族の睦く
 貧乏のよとて公用の事とつらと日暮農業
 よ力とつらつら高をもつて家業つらよ
 出り天明六年三月領主より獲りて苗字
 常力とつらし扶持米とあたへた後方の事あはれと
 そるせりつら養子とて去来もあつた父乃志とつら

孝義錄卷之七
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

孝義錄卷之七

